

『畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準』に基づく基金の基本的事項の公表

(平成26年度)

基　金　の　名　称	肥育安定基金
法　人　名	一般社団法人北海道酪農畜産協会
基金額（機構補助金等相当額）	16,037百万円（12,031百万円） (基金額については、平成26年4月から平成27年3月の間に納付された生産者積立金及びこれに対する補助金により基金造成を行った額。)
基金事業の概要及び目標	肉用牛肥育経営の粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補填金として交付するために、肥育安定基金を造成し、肉用牛肥育経営の安定を図る。
基金事業を終了する時期	未定（平成28年3月に肉用牛肥育経営安定特別対策事業第2業務対象年間終了後、無事戻しを行い、新たな業務対象年間を開始予定。）
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱及び業務規程に基づき申請を受け、審査等を行う。